

VIII 県外からの出願（全日制・定時制課程）

県外から前期選抜、後期選抜、第二次募集及び社会人特別選抜に出願しようとする者については、次の諸点に留意すること。

1 出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、以下のア及びイに掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願しようとする場合は、宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）を志願高等学校長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（71頁）による志願者を除く。

ア 住所の異動によるもの

- (ア) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合
- (イ) その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

イ その他

上記アのほか県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

2 出願承認の申請手続

- (1) 県外からの志願者は、以下のア及びイの書類を志願高等学校長に提出する。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの。

- (2) 受付期間

受付期間は、12月1日（月）から2月23日（月）までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月23日（月）は午前11時までとする。ただし、前期選抜に出願する場合には、1月13日（火）までに申請を行うこと。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式

L)を交付する。

上記「1 出願承認の申請」のAについて審査が困難な場合及びイの場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 高等学校長は、公立高等学校出願承認書を交付した者について、**3月4日(水)**までに県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。

3 出 願 手 続

- (1) 県外からの出願が承認された後の志願変更について

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願を変更することができる。

ただし、第二次募集出願時において県外からの出願承認を受けた者は、出願承認を受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

- (2) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙(全日制課程は2,200円、定時制課程は950円)を貼付すること。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料(全日制課程は2,200円、定時制課程は950円)を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。

(注意) 県立高等学校志願者にあつては、収入証紙に消印、割印しないこと。

② 宮城県公立高等学校出願承認書(様式L)の写し 1通

「2 出願承認の申請手続」の「(3)」で交付された書類の写し

③ 志願理由書(各高等学校で定める様式)

前期選抜に出願する者のみ提出すること。

④ 出願できる条件に係る添付書類

前期選抜において「出願できる条件」を証明する書類を添付する場合は、**A4判の大きさに資料を整え**、各書類の右上に中学校名と氏名を記入すること。

イ 中学校が用意するもの

⑤ 調査書(様式B)

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成21年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

⑥ 出願者一覧表（様式C） 1通

第二次募集に出願する場合は、「V 第二次募集」の「5 出願手続き（1）イ③」（21頁）を参照すること。

⑦ 受験票等送付用封筒 1通

前期選抜においては、角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

後期選抜においては、長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑧ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

（注）後期選抜及び第二次募集において、県外の中学校で、志願者が合格通知書を直接受領することを希望する場合には、当該中学校長が作成した委任状を志願者が持参し受領する旨、志願高等学校に連絡すること。高等学校は、委任状を受領し、志願者に合格通知書を交付すること。この場合は、結果通知用封筒では結果通知書（様式G-1又はG-2）のみを送付する。

(3) 出願書類の提出方法

県外からの志願者は、上記(2)の①～⑧を本人が志願高等学校長に提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

（注意） 上記(2)の①～⑧の出願書類等（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、返還しないので注意すること。

4 県外からの出願の特例措置

(1) 県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者であって、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続きができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、関係書類（29頁参照）を整え、志願高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、後期選抜にのみ適用される。

- (2) 上記(1)の申請期間は**2月25日(水)**から**3月3日(火)**までとする(ただし、土曜日、日曜日を除く。)。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月3日(火)**は**正午**までとする。
- (3) 特例措置の承認を受けたときは、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること(ただし、土曜日、日曜日を除く。)。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月3日(火)**は**正午**までとする。
- (4) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書を交付した者について**3月4日(水)**までに県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。